

瀬戸市教育委員会の後援及び推薦に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸市教育委員会（以下「委員会」という。）が、演劇、スポーツ、音楽、映画等（以下「催物」という。）について、教育上価値が高く、かつ有意義であると認めるものに対して、後援及び推薦（以下「後援等」という。）を行う場合の許可基準、手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(後援等の区分)

第2条 委員会が行う後援等は、すべて名義貸与のみとし、区分は次によるものとする。

2 後援は、委員会が教育的見地から奨励することができるものとする。この場合、国又は地方公共団体が主催又は後援するもの及び公共的活動を目的として結成された非営利団体が主催する催物は、第3項の規定にかかわらず後援することができる。

3 推薦は、委員会が映画、演劇等について推奨することができるものとする。

(申請)

第3条 催物の後援等を受けようとするものは、当該催物開催日の1ヶ月前までに申請書（第1号様式）に必要な書類等を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特別の事情があると認めた場合はこの限りでない。

(審査)

第4条 委員会は、前条の申請を受けたときは次条に定める許可基準等に従い、審査を行うものとする。

2 教育長は、前項の規定により審査を行った場合は、その結果を委員会に報告しなければならない。

(許可基準等)

第5条 後援等の許可基準は、次のとおりとする。

(1) 催物の内容について

- ア 目的が明確なものであること。
- イ 時代に即したものであること。
- ウ 生活、経験及び興味に即しているものであること。
- エ 教養を高め、文化の向上に資するものであること。
- オ 豊かな情操を養うものであること。

(2) 催物の目的その他について

- ア 営利を目的としていないものであること。
- イ 有料である場合は、料金が社会通念上適当な額であること。
- ウ 公序良俗に反する恐れのないものであること。

- エ 商業的又は政治的な宣伝を意図するものでないこと。
- オ 社会的悪影響を及ぼす恐れのないものであること。
- カ 映画、ビデオ及びスライド等の催物については、「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」作品であること。
- キ その規模が広範囲にわたり、一般市民を対象とするもので、一地区に限られていないこと。

(3) 主催者について

- ア 特定の政治団体でないこと。
- イ 特定の宗教団体でないこと。
- ウ 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と関係がある団体でないこと。
- エ ア、イ又はウに掲げるものと関わっていないこと。
- オ 暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者が関わっていないこと。

- 2 前項の基準に該当する事業であっても、委員会が不相当と認めるものについては、後援等を行わないものとする。

（許可）

第6条 審査の結果、前条第1項各号について支障がないと認められるものについては、後援等を許可するものとする。ただし、許可する前に後援等を印刷物で公表した場合は、許可しないものとする。

（通知）

第7条 前条の規定により、後援等を許可した場合には、名義使用通知書（第2号様式）により主催者に通知するものとする。

- 2 名義使用通知書の手続については、教育政策課で行うものとする。

（実績報告書）

第8条 第6条の許可を受けた主催者は、事業完了後20日以内に事業実績報告書（第3号様式）を委員会に提出しなければならない。

- 2 実績報告書を提出しない当該団体等に対しては、次回より後援等を許可しないものとする。

（審査の内容）

第9条 審査の内容については、委員会の報告以外は公表しないものとする。

（許可の取消し等）

第10条 催物の内容を許可なく変更し、又は虚偽の申請で許可を受けた場合は、当該許可を取り消すとともに、次回より後援等を許可しないものとする。

- 2 第6条の規定による後援等の許可を受けたものが、第5条第1項第3号の

許可基準に適合しないと認められた場合は、当該許可を取り消すとともに、次回より後援等を許可しないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、後援等の審査について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要領は、平成5年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月17日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。